



安管協だより

(一社)長崎県安全運転管理協議会
〒852-8034
長崎市城栄町 41-75
TEL 095-865-6530
FAX 095-865-6525

令和2年2月1日

第5号

長崎でも
あおり運転!



長崎での発生件数等

☆ あおり運転

・平成30年 長崎でのあおり運転認知件数 50件
(うち交通トラブルが原因の暴行容疑等4件摘発)

・令和元年 認知件数 24件
(うち交通トラブルが原因の暴行容疑 なし)

☆ ながらスマホ

・平成30年 携帯電話等使用中の事故 30件
(うち死亡事故1件)

・令和元年 携帯電話等使用中の事故 31件
(うち死亡事故 0件)

事業所からの質問あるある

Q:マイカーを業務に使用する場合、社用車の数に計上されるのか?

A:社用車の数に計上されます。

ex.社用車18台+マイカー2台を業務に使用した場合、合計が20台となり、副安全運転管理者を選任し、所轄の警察署への届け出が必要となります。

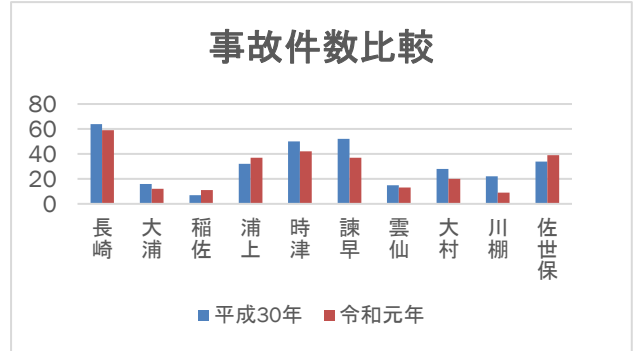
☆マイカーを業務に使用していた時に(黙認した場合も)事故を起こした場合、会社側にも責任が生じます。

→車両管理規程や車両使用規程を明文化し、マイカーを使用する業務の範囲、費用負担等を特定し、マイカーを業務に使用する車両の任意保険の加入状況を確認しておくことが大事になります。

Q:従業員の違反点数を一括で知りたいが?

A:自動車安全運転センター発行の「運転記録証明書」で過去5年・3年・1年(選択)の交通事故・違反を知ることができます。個人情報であるため申請者が代理人に交付の申請を「委任」することになり、一括申請する場合は、連名用の委任状が必要であり、申請者の免許書番号・氏名・生年月日・申請印が必要となります。

☆ 安全運転管理者選任事業所における加害事故件数(多発署上位10署)



会員事業所における交通安全教育状況

◎諫早地区会員

ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)

長崎テクノロジーセンター様

年に数回、定期的に社員に対し独自の交通安全教育を行っており、その内1回は警察署に講師を依頼し、交通安全講話を実施しています。

10/30の講話には、121名の方が受講されました。

安全教育DVDの貸出

H30年度 1回 2本

R1年度 3回 7本

◎長崎地区会員

ウオクニ株式会社

長崎支社様

1月に1回各店舗の責任者

に対し交通安全教育を実施し、年に2回(11月・5月)に厚生年金会館等において、店長等(約100名)の方に交通安全教育を実施されています。

安全教育DVDの貸出

H30年度 6回 14本

R1年度 7回 16本



お詫び

安管協だより第4号で、ながら運転・横断歩道者等妨害等違反の罰則等を掲載しました。その中で、大型・中型・二輪・原付の種別をしておりましたが、**中型は「普通」**の意味です。お詫びして訂正させていただきます。説明不足で申し訳ございませんでした。

